

(公開用 会議録原本と一部異なる場合があります)

令和6年

第2回東栄町議会定例会 会議録

(第3日)

令和6年6月14日(金)

令和6年第2回東栄町議会定例会会議録

招集年月日 令和6年6月14日(金) 開議 午前10時00分
散会 午前10時52分

招集場所 東栄町役場 会議室

応招議員 (8名)

<u>1番 岡田浩二</u>	<u>2番 佐々木一也</u>
<u>3番 浅尾もと子</u>	<u>4番 櫻井孝憲</u>
<u>5番 伊藤真千子</u>	<u>6番 西谷賢治</u>
<u>7番 村本敏美</u>	<u>8番 加藤彰男</u>

不応招議員 なし

出席議員 (8名)

<u>1番 岡田浩二</u>	<u>2番 佐々木一也</u>
<u>3番 浅尾もと子</u>	<u>4番 櫻井孝憲</u>
<u>5番 伊藤真千子</u>	<u>6番 西谷賢治</u>
<u>7番 村本敏美</u>	<u>8番 加藤彰男</u>

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	村上孝治	副町長	伊藤克明
教育長	佐々木尚也		
総務課長	伊藤太	会計管理者兼税務会計課長	藤田智也
生活環境課長	伊藤仁寿	福祉課長	亀山和正
経済課長	佐々木豊	建設課長	原田経美
教育課長	青山章	診療所事務長	高尾公彦

公務による欠席者 なし

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 加藤寿基

令和6年第2回東栄町議会定例会議事日程

出席議員の報告

議事日程の報告

日程第 1 委員長報告

日程第 2 議案第33号 令和6年度東栄町一般会計補正予算（第3号）について

日程第 3 議案第34号 令和6年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

日程第 4 議案第35号 令和6年度東栄町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第 5 議案第36号 旧東栄小学校校舎解体工事請負契約について

日程第 6 議案第37号 電子カルテシステム物品売買契約について

日程第 7 同意案第2号 東栄町農業委員会委員の欠員による任命につき同意を求めることについて

日程第 8 議会運営委員会の閉会中の継続審査について

----- 開 会 -----

議長（加藤彰男君）

ただいまから令和6年度第2回東栄町議会定例会を開会致します。ただいまの出席議員数は8名です。定足数に達しています。

----- 議事日程の報告 -----

議長（加藤彰男君）

はじめに本日の議会運営並びに議事日程について議会運営委員長から報告致します。
議会運営委員長。

議会運営委員長（伊藤真千子君）

報告させていただきます。議会本会議本日の議会運営について6月11日に議会運営委員会を開催し協議しましたが、その結果執行部より議案の追加などがあり本日9時から再度議会運営委員会を開催し協議を行いましたので報告させていただきます。議事日程にあります日程第1「委員長報告」は委員長より常任委員会の報告をします。議案審議につきまして配布してあります議案審議一覧表のとおりです。日程第2「議案第33号」から日程第6「議案第37号」までの5議案は単独上程し議案ごとに質疑、討論、採決となります。なお日程第7「同意案第2号」については議案の撤回を求める申し出がありましたので、その承認について議題とします。日程第8は議会運営委員会の閉会中の継続審査の申出となります。本日も議会運営にご協力のほどよろしくお願いいたします。

議長（加藤彰男君）

ただいま議会運営委員長から報告がありました議事日程で進めますのでよろしくお願いいたします。

----- 委員長報告 -----

議長（加藤彰男君）

これより議事に入ります。

はじめに日程第1「委員長報告」を行います。委員会に付託しました議案の審査が6月11日の常任委員会において行われました。審査結果につきまして委員長の報告を求めます。

常任委員長。

常任委員長（岡田浩二君）

常任委員会委員長報告。東栄町議会常任委員会の委員長報告をさせていただきます。6月11日火曜日午前10時から常任委員会を開催致しました。出席者は議会側が委員全員と議長、

執行部より町長、副町長、教育長はじめ担当課長、課長補佐、係長の出席を頂き慎重審査を致しました。本委員会には議案第 33 号「令和 6 年度東栄町一般会計補正予算第 3 号について」、議案第 34 号「令和 6 年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について」、議案第 35 号「令和 6 年度東栄町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について」、以上議案 3 件が付託されました。委員会において審査の結果、議案第 33 号、議案第 34 号、議案第 35 号の 3 案件とも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定されました。以上が審査結果であります。なお本委員会は議員全員で構成され全員が出席していますので、質疑の詳細は省略させていただきます。以上で常任委員会の委員長報告を終わります。

議長（加藤彰男君）

委員長の報告が終わりました。これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で委員会の報告を終了します。

----- 議案第 33 号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第 2、議案第 33 号「令和 6 年度東栄町一般会計補正予算（第 3 号）について」を議題とします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第 33 号の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり本案を決することにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認め議案第 33 号は原案のとおり可決されました。

----- 議案第 34 号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第 3、議案第 34 号「令和 6 年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について」を議題とします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第 34 号の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり本案を決することにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認め議案第 34 号は原案のとおり可決されました。

----- 議案第 35 号 -----

議長 (加藤彰男君)

次に日程第 4、議案第 35 号「令和 6 年度東栄町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 1 号) について議題とします。これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第 35 号の件を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

委員長の報告のとおり本案を決することにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認め議案第 35 号は原案のとおり可決されました。

----- 議案第 36 号 -----

議長 (加藤彰男君)

次に日程第 5、議案第 36 号「旧東栄小学校校舎等解体工事請負契約について」を議題とします。執行部の説明を求めます。

総務課長。

総務課長 (伊藤太君)

議案第 36 号、旧東栄小学校校舎等解体工事請負契約について。次のとおり請負契約を締結したいので、東栄町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規程により議会の議決を求める。契約の目的、旧東栄小学校校舎等解体工事。契約の方法、指名競争入札。契約金額、1 億 5,620 万円。契約の相手方、愛知県北設楽郡東栄町大字本郷字久保田 41 番地、株式会社田中組、代表取締役、田中伸昭。工事の概要を説明いたします。5 社による指名競争入札で工事概要は管理棟、教室棟、屋内運動場、給食棟、体育倉庫外構等の解体となります。工期につきましては議会の議決を経た日から令和 7 年 3 月 7 日までです。説明は以上となります。

議長 (加藤彰男君)

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

浅尾議員。

3 番 (浅尾もと子君)

旧東栄小学校校舎等解体工事請負契約についてお尋ねします。今回の契約の内容は、小学校の旧小学校の解体工事にあたって株式会社田中組との間で1億5,620万円の契約を結ぶというものであります。この1億5,620万円という落札額なんですけれども、落札率を伺いたと思います。併せて今回指名競争入札としたわけなんですけれども、町が指名した事業者の選定基準そして町が指名した事業者の名称とそのうち入札に参加した事業者の名称それぞれの入札額を伺います。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

まず落札料ですけれども、落札料は91.7%となっております。次に指名事業者の選定準、町が指名した事業者名と参加した事業者名のそれぞれの入札額ですけれども、選定基準としては、近隣市町村の例を参考に工事の規模又は業者の選定基準こちらを基に東栄町に入札参加資格のある者を選定いたしました。入札業者とその入札額ですけれども、まず税抜きで申し上げます。株式会社田中組1億4,200万円、松井建託株式会社1億4,700万円、小笠原建設株式会社1億4,800万円、三河建設工業株式会社1億4,600万円、株式会社鳥居工務店1億5,000万円となっております。

議長（加藤彰男君）

浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

はいご答弁頂きました。続いて、指名競争入札を選んだ理由ということでお尋ねしたいと思います。地方自治法は地方公共団体が行う発注の方法を一般競争入札を原則とし、指名競争入札や随意契約による調達を例外的な取扱いとして認めております。近隣市町村での入札の状況を昨日お訪ねして参りました。近隣市町村では指名競争入札を減らしていき一般競争入札に切り替えていくという傾向にありました。例えば豊川市では平成19年に入札契約事務の競争性、透明性をより一層高め談合防止等を図るためとして設計金額が130万円を超える建設工事を一般競争入札としました。新城市では設計金額1,000万円以上の建設工事を一般競争入札としており、理由をお尋ねしますと職員による事業者の指定に恣意的な判断が入らないようにするためだということで、また今後一般競争入札とする下限金額を引き下げていくということがありました。設楽町では内規で5,000万円以上の工事については原則一般競争入札としております。豊根村では工事は指名競争入札を主としながら令和5年度では2億円前後の工事の2事業については一般競争入札としました。愛知県の入札情報サイトで拝見する限り東栄町では令和5年度一般競争入札が行われていないようであります。令和4年8月の臨時会で副町長は「町では指名競争入札を採用しております。一般競争入札に付すべきものも今後も検討して行きたい」と答弁しております。町では今どんな場合に指名競争入札としどんな場合に一般競争

入札にしているか工事契約に係る入札方法の基準をお尋ねします。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長(伊藤太君)

入札に付するかどうかの基準ですけれども、工事の場合は原則 130 万円以上となります。なぜ東栄町は指名競争入札を主に行っているかということですが、こちら地元業者の育成や信頼性を考慮し指名競争入札としております。また、指名の適正さを確保するため指名基準を設けて指名審査会により業者を選定しております。

議長（加藤彰男君）

浅尾議員。3回目です

3番(浅尾もと子君)

はい、3回目のお尋ねであります。地元の事業者の育成という観点であれば一般競争入札でも地域を指定するということは認められておまして、豊川市でもそのように行われております。透明性を高めるという観点からぜひ一般競争入札の採用をご検討頂きたいと思っております。最後のお尋ねは、この事業の目的について改めてお尋ねしたいというものでございます。この旧東栄小学校を解体した跡地をどのようにするかということについて議会だよりを見ますと、昨年6月議会で町は本郷万場地区全体として今後の土地利用計画を考えて行くという旨の答弁をしておりました。一方、村上町長は今年3月議会で旧小学校跡地が新庁舎建設の候補地となる旨答弁しております。改めて今回旧東栄小学校解体して何に使う目的をもっているのかお尋ねしたいと思っております。

議長（加藤彰男君）

町長。

町長(村上孝治君)

今、浅尾議員が答弁された通りでありまして、総合計画そのものも以前からご説明させて頂いている通り、東栄町自体が集約の状況でないと、今後という事もその契約に乗させて頂いておりますし、それから本郷中心の中でお話を今した通りでありますので、解体後も含めて万場の全体の構想もありますし、それから1つの庁舎の候補地となるという事も先だってもお話をさせて頂いたと思っておりますので、そんなことを含めまして万場平全体、それから本郷地区全体含めた場内の中で検討させていただきと思っております。以上です。

議長（加藤彰男君）

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

以上で質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

浅尾議員。

3番(浅尾もと子君)

日本共産党浅尾もと子でございます。本議案に反対の立場で討論をいたします。今回の契約は、旧東栄小学校の解体工事を株式会社田中組の間で契約金額1億5,620万円で結ぶという内容になっております。本日のご答弁に合った通り、この解体の目的がまだ決まっていない、今後検討したいという事は大変問題だと私は考えております。町には、耐震性が極めて低く地震で倒壊する恐れのある、例えばこの役場本庁舎でありますとか、借地に立っており、もし倒壊すれば近隣の住民や住宅に被害を与える恐れのある旧東栄病院など危険な建物が多く残されております。町は今回の議会でこの庁舎の耐震改修の考えがないという旨の答弁しておりますけれども、多くの職員の命を危険にさらす本当に問題だと思っております。そのような優先すべき建物が解体や改修を優先すべき建物があるにも関わらず、跡地の利用が今後検討するというものさらに耐震補強が済んでいて直ちに倒壊の恐れがないこの旧東栄小学校の解体をそれらに優先する合理性は認められません。新庁舎の候補地となるというご答弁がありましたけれども、今後の検討としてそのようなご答弁がありましたけれども、しかしそうした目的をもっているのであれば町民に十分に情報提供を行った上で、その場所に新庁舎を建てるのが良いのか町民の皆さんに意見を聞いて、町として合意形成の努力を尽くしたうえで今回の解体工事の契約は結ぶべきだと考えます。まちづくりの企画立案の段階から町民の参加を補償したまちづくり基本条例に反した契約となると考えますのでこの議案に反対致します。

議長(加藤彰男君)

他に討論はございませんか。

はい、岡田議員。

1番(岡田浩二君)

1番岡田浩二です。議案第36号、旧東栄小学校校舎等解体工事請負契約について賛成の立場で討論致します。この旧東栄小学校解体工事については先の3月議会において6年度当初予算の主要事業に計上されたもので、公共施設への老朽化等への対策が形になったものと考えております。また、老朽化による倒壊等危険と景観の悪さから本郷区より早期の解体が希望されるという事で町への申し出もございました。先ほど予算について説明がございましたが、落札率も91.7%という事で1割ほど下回る結果となったことと入札基準にそった適正なものとは私は判断いたしました。落札業者も町内の業者であり経済的メリットも大変大きなものと考えております。以上を申し上げ賛成討論と致します。

議長(加藤彰男君)

他によろしいでしょうか。

はい、佐々木議員。

2番(佐々木一也君)

2番佐々木一也です。議案第36号、旧東栄小学校校舎等解体工事請負契約について賛成の立場で討論致します。これは令和6年度第1回定例会で可決された令和6年度一般会計予算の中の事業について、議会に対し請負契約締結についての可否を求めるための議案です。時間の都合上詳細までは確認できていませんが、インターネットで閲覧できる入札情報サービスで調べたところ、県内の建築一式工事や解体工事の入札は指名競争入札が多く占めておりまた落札価格の割合についても他市町村と比較して疑問や不信が残るような金額ではありませんでした。よって適正な手続きなものであると判断して賛成しますが、当該契約の対象となっている旧東栄小学校は耐震補強等ができていない建物です。本定例会で庁舎の耐震の話がでしたが、本庁舎と分庁舎の耐震基準は満たされておらず当該庁舎への来客や職員の安全を考慮して頂けられるのであれば、例えば旧東栄小学校の管理棟と屋内運動場は残していただきそこを仮の役場庁舎として利用して頂きたいと考えます。床面積だけ調べて絶対とは言えませんが、本庁舎と分庁舎、旧東栄小学校の管理棟と屋内運動場の床面積もほぼ同程度ですので、大きさ的にも問題はないと思います。もちろん改修は必要なところもありますが、来客や職員の命の事を考えて頂き、解体工事部分を一部とする設定変更を考慮して頂きたいこと申しておき私の賛成討論と致します。

議長(加藤彰男君)

それぞれ反対、賛成討論がございました。以上で討論よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

これより起立により採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

着席してください。

起立5名です。賛成多数です。よって議案第36号は原案のとおり可決されました。

----- 議案第37号 -----

議長(加藤彰男君)

次に日程第6、議案第37号「電子カルテシステム物品売買契約についてを」議題と致します。執行部の説明を求めます。

診療所事務長。

診療所事務長(高尾公彦君)

議案第37号、電子カルテシステム物品売買契約について。次のとおり物品売買契約を締結したいので、東栄町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の

規程により議会の議決を求める。1 契約の目的、電子カルテシステム購入。2 契約の方法、随意契約。3 契約金額、8,195 万円。4 契約の相手方、岐阜県大垣市小野 4 丁目 35 番地の 12、タック株式会社。代表取締役社長高橋繁樹。簡単に経緯の方説明させていただきます。今回の電子カルテシステム更新に関し、一昨年から診療所内の委員会で検討を行ってきました。8 社に提案依頼したところ 2 社から提案がありプレゼン、デモを行い比較検討を行ってきました。その結果、電子カルテシステムの導入選定業者をするにあたり選定委員会を開催し審議した結果、タック株式会社に決定致しました。納期につきましては議会の議決を受けた日から令和 7 年 2 月 28 日までです。以上です。

議長（加藤彰男君）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

櫻井議員。

4 番（櫻井孝憲君）

4 番櫻井です。質問させていただきます。この件に関して 3 月定例会でもカルテシステム内容にも質問させて頂きましたが、今回はこの今経緯は分かったんですけども、この会社タック株式会社になったその理由というか、どのような理由でこの会社に随意契約なったのかということをお聞きしたいです。

議長（加藤彰男君）

診療所事務長。

診療所事務長（高尾公彦君）

今、ちょっと簡単に説明させていただきましたけれども、細かく説明させていただきます。今回のシステムの更新につきましては、既存のシステムの内容を引き継ぐことや複雑性、新の東栄診療所の規模や診療内容に適したシステムをできる限り安価に選択するために競争入札方法では調達できないと判断し、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約としております。多くの公立の医療機関の方でも随意契約が多いと聞いております。また、新システム導入に今時間がかかります。今回のシステム更新にあたり一昨年度から診療所内で委員会を計 6 回開いてきて検討しております。その中で公平、公正な検討を行うために、提案を依頼して提案依頼書を作成し各社に提出して頂いた返答を委員会で検討し比較採点を行っております。当院の要望にあいそうな電子カルテシステムを取り扱う 8 社をピックアップし問合せた結果、タック株式会社、セコム医療システム株式会社 2 社より提案がございました。2023 年 9 月に 2 社のプレゼン、デモを行い各委員に採点を行い集計をしました。各委員の評価としましては 400 点中タック株式会社が 327 点、セコムが 290 点となり診療所ではタック株式会社を希望するという結果になりました。以上の検討を踏まえて 7 人の委員で構成される導入選定委員会の方を開催し審議した結果、タック株式会社に決定し随意契約で締結することとなりました。以上です。

議長（加藤彰男君）

よろしいでしょうか。他にございませんか。

浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

はい、お尋ねいたします。今回8,195万円という電子カルテシステムの購入契約を随意契約で結ぶということなんですけれども、大変大きな金額でありますので、どういう電子カルテシステムを導入するのかなということを丁寧に伺っていきたいと思います。まずメーカー名です、電子カルテシステムのメーカー名、商品名、主な仕様や特徴それから費用の主な内訳です、この8,000万円のうちどんなものが大きな費用になっているのか伺いたいです。また、今回導入するカルテシステムの耐用年数についても伺います。そして国が進めている医療DXの標準規格にこの電子カルテシステムが準拠しているものなのかお尋ねしたいと思います。今後、国が進めているこの標準規格化によって、近い将来に電子カルテシステムの導入を他の商品に乗り換えなければいけないというような必要が生じるものなのかお尋ねしたいと思います。また、この電子カルテシステム、大変高額なものです。旧東栄病院時代と比較してどの程度この費用が軽減したのか伺いたいです。

議長（加藤彰男君）

診療所事務長。

診療所事務長（高尾公彦君）

順番にお答えさせていただきます。メーカー名は富士通ジャパン。商品名につきましては、ホープクラウドチャート2。主な仕様の特徴ですけれども、クラウド型のレセコン分離型となっております。あと、データセンターの方は東日本と西日本2カ所あるということです。あと、サポートのほうですとかね、24時間365日窓口対応やリモート現地対応もして頂けます。あと、費用が一番高かったところですが、大きな部門で別れて5部門ぐらいあるんですけれども、その中でもやっぱり部門システムといいまして、各画像診断管理、あと検体検査、レセプトシステム等のその部門に4,200万ほどかかっております。あと、耐用年数につきましては、法定耐用年数の方では一応電子カルテの方は5年と言われております。国の進める医療DXの標準に準拠しているかということですが、国が標準規格等に示しているものについては準拠しております。それ以外の示されたものについては不明でございます。あと、旧東栄病院時代との比較ということですが、28年度導入にしたときには1億3,392万円で今回と比較しますとざっくり5,200万ほどの軽減となっております。以上です。

議長（加藤彰男君）

浅尾議員。

3 番(浅尾もと子君)

はいわかりました。続いて、この商品を選んだ基準といいますますが競合他社の様々な電子カルテシステムがある中で、そのような類似商品との比較を行ったかどうかということのを伺いたいと思います。比較を行ったとすれば、どのような点で今回導入する富士通の製品が優位性があると判断したものかお訪ねします。

議長（加藤彰男君）

診療所事務長。

診療所事務長（高尾公彦君）

類似製品比較したということなんですけれども、先ほども説明させていただきましたけれども、デモ、プレゼンを行いまして、タックとセコムの方で各委員で点数をつけさせてもらいました。その中でも、やっぱり一番点数が高かったのが、うちの要望に対して適正に対応が評価されております。以上です。

議長（加藤彰男君）

よろしいでしょうか。

浅尾議員。3回目です。

3 番(浅尾もと子君)

最後のお訪ねであります。契約金額 8,195 万円という大変な高額でございますが、当初予算にはこの財源となる補助金等は予算化されておりません。町が財源として見込んでいる補助金等があればその名称と金額、助成が得られる見込み時期を伺います。

議長（加藤彰男君）

診療所事務長。

診療所事務長（高尾公彦君）

今回は特にまた今回の予算では補助金等は見込んでおりませんが、一応国保の特別調整交付金を見込んでおります。金額の方は 3,000 万円で、しかしこの交付金はつきましては暦年の申請であります。うちの納期の予定が令和 7 年 2 月となっておりますので、令和 7 年度に一応申請する予定となっております。以上です。

議長（加藤彰男君）

他にございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第 37 号の件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認め、議案第 37 号は原案のとおり可決されました。

----- 同意案第 2 号 -----

議長 (加藤彰男君)

次に日程第 7、同意案第 2 号「東栄町農業委員会委員の欠員による任命につき同意を求めることについて」を議題とします。なお、本日会議規則 18 条により議案の撤回の承認を求める申し出がありましたので撤回の承認を議事と致します。執行部の説明を求めます。

経済課長。

経済課長 (佐々木豊君)

事務の執行上見落としている部分がありました。農業委員等の推薦募集期間に関して誤りがあったと思います。今後は改めて農業委員会において適切な対応とっていきたいと思っております。

議長 (加藤彰男君)

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

浅尾議員。

3 番 (浅尾もと子君)

はい、お尋ね致します。農業委員会委員の欠員による任命につき同意を求めることについての議案の撤回という申し出がございました。推薦期間に誤りがあったということのご説明がありましたけれども、確認させてください。農業委員会法施行規則第 7 条第 2 項農業委員の推薦募集期間について概ね一月としなければならないと定めております。また法令上の決まりではございませんが、平成 28 年の農林水産省経営局農地政策課長の通知ではこのように書いています。「概ね一月確保しておらず、法令の規定に違反している農業委員会が見られた」として委員の選出の公正性、透明性を確保する観点から確実に 24 日間以上となるようにしてください。というものであります。今回町が委員の推薦募集の期間として今年 5 月 2 日から 15 日までの 14 日間としましたが、法令や通知の定める期間に満たない期間でありました。今回の推選期間に誤りがあったということなんですけれども、概ね一月また通知の 24 日間以上とする範囲内での裁量が市町村に認められている中で町長に認められている裁量権を逸脱したという事例でよいか伺います。

議長 (加藤彰男君)

町長。

町長（村上孝治君）

今おっしゃるとおりでありまして、先ほど経済課長が言ったように事務の事務上という状況であります。私どももこの農業委員会の制度は制度改正の時に、平成28年でしたかね、通知を頂いております。今、浅尾議員がおっしゃるとおりでありまして、その時に私ども一番初めの農業委員の制度改正の状況の時は1ヶ月ほどとらせて頂いております。今回欠員という状況に、辞されましたので本来そういう状況の中で農業委員会の中で、その募集期間を決めたという状況、経済課長が言いましたように私ども事務の状況をできなかったという状況でありますので、今回撤回させて頂いて改めてまた募集期間をさせて頂いて、手続き上の状況で期間を概ねでありますので、また農業委員会に諮りながら最終的な決められた期間をさせて頂くという事で今回撤回をさせて頂くという事でよろしくお願いたします。

議長（加藤彰男君）

浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

はいわかりました。農業委員会の推薦募集期間の指定が法令の規定に満たなかったという問題であります。こういうことが、やはり今後適切に法令等に従った事務手続きを当然していくべきでありますし、今後このようなことが繰り返されないように、町としてどのような対策を考えているのか伺いたいと思います。法令の範囲内で認められておるものですから、それに沿って事務など行う事は町行政に対する信頼を高めるとともに監査請求でありますとか訴訟リスクといったことから行政や職員を守ることにつながることと考えております。例えば顧問弁護士と密に相談をとるとか、法令上の根拠を逐一課の中で確認するといったような対策を求められると思います。認識をお聞かせください。

議長（加藤彰男君）

町長。

町長（村上孝治君）

ご答弁させて頂いた通り、私ども事務の扱いの状況で今回そういう状況になりました。選任の1番最初のときに任期の時はしっかりその状況で募集させて頂いたんで、今回辞任という状況の中でありましたので、このありましたように国からは指導されております。指導要領で文書もきておりますので、これをしっかりまた職員で確認してやりたいと思います。他所の事例も見ましてもやっぱり概ねという状況でありますので、この期間をとらなければいけないということは承知しておりますので、今回そういう状況でありますのでしっかりまた指導して行きたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

議長（加藤彰男君）

浅尾議員。3回目ですよ。

3番（浅尾もと子君）

すみません。関連の質問になるんですけれども、今回の推薦募集と同時に、推進定員の方1名についても同時に推薦募集期間をとっておりました。併せてそちらについても法令の規程から募集を再度やり直すということになるのかお伺い致します。

議長（加藤彰男君）

経済課長。

経済課長（佐々木豊君）

農業員等という事で考えておりますので、当然推進委員の方も同じ内容でやってきておりますので、農業委員会そちらの方も募集等もかけまして図っていきたいと思います。

議長（加藤彰男君）

はい、佐々木議員。

2番（佐々木一也君）

農業委員の撤回という事でお聞きしたいんですけれども、もし決まっていれば今後の募集の期間がいつになるかと、この確か4月23日まで今の農業委員の方が見えるということだったので欠員になった場合に与える影響とかあるのか伺います。

議長（加藤彰男君）

経済課長。

経済課長（佐々木豊君）

今後のスケジュールにつきましては、農業委員会の方におかけしまして今後のスケジュール等決めていきたいと思います。あと、欠員が出たらという事ですが、7名の委員がおるうち、確か過半数という話だったと思うのですぐに影響がでるとは限りませんが、日程等は調整しておって極力出て頂けるように委員の方には図っていますので、そのような形で対応していきたいと思います。

議長（加藤彰男君）

よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を打ち切り討論を省略し採決を致します。採決は起立によって行います。本議案の撤回を承認することに賛成の方の起立を求めます。

着席ください。起立全員です。よって同意案第2号の撤回を承認することと決定致しました。

----- 閉会中の継続審査 -----

議長（加藤彰男君）

次に、日程第8「議会運営委員会の閉会中の継続審査」を議題とします。議会運営委員長から、次期定例会の会期日程等議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、会議規則第73条の規程により閉会中の継続審査の申し出があります。閉会中の継続審査を行うことにご異議はありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって議会運営委員長からの申出の閉会中の継続審査を決定致しました。

----- 閉会 -----

議長（加藤彰男君）

以上で本定例会に付議されました案件はすべて議了致しました。ここで現任期で退任する佐々木教育長から発言の申し出がありますのでこれを許可いたします。

教育長。

教育長（佐々木尚也君）

貴重なお時間を頂きありがとうございます。6年間教育長として勤めさせていただきました。この間コロナ感染症の流行、それから児童生徒一人一人へのタブレット端末配布に代表されますICT教育の急速な進展、先生方の働き方改革等大きな変化がございました。そうした変化に対応しながら、東栄町の子どもたちの成長に支障がないように、できるならばより効果的な教育環境を整備できるように努めて参りました。また、生涯学習、文化財等の分野では高齢化や少子化の進む本町で祖先から脈々と受け継がれた伝統文化を維持するとともに、町民の皆様が文化的活動体育的活動に意欲的に取り組めることを目指して参りました。一方、本議会初日の本会議の岡田守次期教育長のご挨拶に「教育は未来の幸せを実現するための長期的な営み」という言葉がございました。同感でございます。教育は100年の計とも言われます。昨日学校訪問という行事がございまして教育委員の皆様、事務局と連れ立って小学校、中学校を一日で状況を拝見して参りました。私が就任した年の小学校1年生は現在中学生1年生になっております。もちろん、先生方一生懸命お勤め頂いて成果をあげとっていただいておりますが、この間の私が6年間勤めさせて頂いた教育の成果、つまり教育を受けたものが幸せだという風感じられるかどうかという本当の意味での成果っていうのが明らかになるのは、今から50年後あるいは人生100年時代と言われることを考えますと、80年、90年後ではないかと思われま。教育が成果をあげるためには未来を見通すこと、そして将来そうした社会を生きていくものが幸せになれるかどうか自問自答を重ねること、その時期時代の風にふらふらすることなく

辛抱強く働き掛けをするひとが必要だと考えております。安易に目先の流行にとらわれるということは慎まなければならないことであるというふうに考えて勤めさせて頂きました。自分は任期は6年というか2期6年でございましたけれども、これは自分の立場から考えてみますと何世代にもわたって揺らぐことなく繋いでいくことが大切な営み、それが教育ではないかというふうに思っているところでございます。今お話をしましたように教育に求められる長期的な展望、それから当然目の前の課題の解決とは必要でございますので、このマクロミクロの2つの視点から教育行政に取り組んでは参ったつもりではございますけれども、改めて引継ぎを考えますと課題は山積しております。間違いなく後任に引き継いで東栄町教育がより充実するようにつないで参りたいというふうに思っております。6年間こうした考え方をご理解頂きご支援を頂いた町長、全く未来を作るという観点では本当に共感をして頂いて応援もして頂いたと嬉しく思っておりますし、そうした町長の描く未来像に教育の分野で少しでも支援ができるようにというふうに努めてまいったつもりではございます。さらにそうしたところで出します施策に対して十分にご理解を頂いてご支援を頂きました町議会議員の皆様、前期の町議会議員の皆様にもお世話になっておりますのでそうした皆様、それから皆様の表のうしろにいらっしゃる町民の皆様、これは実はですね本当にお世話になっていて、雨の日も風の日も寒い日も暑い日も子どもを見送ってくれたり守ってくれているスクールガードの皆さんとかですね、どこかに危険があるといつも報告してくれて、報告だけではなくて「やっといたでね。」とかそういうようなお声を頂くこともたくさんあって、子供たちが本当に見守られて育てているなということを実感をさせて頂いて、そういうお一方お一方に本当に感謝申し上げたいと思っております。加えて、文化祭、文化活動に関しても地域の文化財を発掘とか維持とか保全とかいろんなところでたくさんの方が手を出しておって頂けますし、文化祭にも積極的に参加して何とか東栄町をいい町として維持していこうというふうに思っておられる町民の方が本当にたくさんいらっしゃって私はありがたく思っております。ぜひそういう皆さんにもよろしくお礼を申し上げていただければありがたいと思います。人は代わりますけれども、先ほどもお話をしましたように今まで積み上げきた東栄町の教育を今後も積みあげていかれますように、そしてさらに議員の皆様、町民の皆様のご意見を頂戴しながらより幸せな子どもが東栄町から育ちますようにご祈念を申し上げて最後のご挨拶とさせていただきます。貴重な時間ありがとうございました。お世話になりました。

議長（加藤彰男君）

佐々木教育長には東栄町の教育行政へ長年ご尽力頂きましたことに改めて感謝いたします。本定例会の会期中の皆様のご協力にお礼申し上げます。
以上をもちまして令和6年第2回東栄町議会を閉会いたします。